

平成22年太宰府市議会第4回(12月)定例会

総務文教常任委員会会議録

平成22年12月7日(火)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成22年太宰府市議会第4回定例会 総務文教常任委員会〕

平成22年12月7日
午 前 10時 00分
於 全員協議会室

- 日程第1 議案第68号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
日程第2 議案第69号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
日程第3 議案第70号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
日程第4 議案第71号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について
日程第5 議案第72号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第73号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
日程第7 議案第81号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
日程第8 請願第4号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願
日程第9 請願第7号 太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願

2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長	清水章一	議員	副委員長	小柳道枝	議員
委員	武藤哲志	議員	委員	佐伯修	議員
〃	門田直樹	議員	〃	渡邊美穂	議員
〃	長谷川公成	議員			

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	木村甚治	協働のまち推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	和田有司	教育部長	山田純裕
議会事務局長	田中利雄	会計管理者	宮原勝美
総務課長	大藪勝一	経営企画課長	今泉憲治
管財課長	辻友治	協働のまち推進課長	諫山博美
税務課長	久保山元信	納税課長	高柳光

教務課長 木村裕子

生涯学習課長 古川芳文

文化財課長 井上均

監査委員事務局長 関啓子

学校教育課長 小嶋禎二

中央公民館長兼市
民図書館長 吉村多美江

会計課長 齋藤正信

議事課長 櫻井三郎

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 茂田和紀

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） おはようございます。

ただ今から総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配布しているとおりでございます。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第4を一括議題

○委員長（清水章一委員） お諮りします。

日程第1、議案第68号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第4、議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

これらについて、執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 議案第68号から議案第71号までを一括してご説明申し上げます。

現在、指定管理者制度を導入いたしておりますスポーツ施設のうち、4つの施設が平成23年3月31日で協定締結期間が満了となりますので、次期の指定管理者の候補者についてご承認をお願いするものでございます。

まず3つの施設、体育センター、歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園の三施設につきましては、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行い、太宰府市指定管理者候補者選定委員会による審査の結果、議案第68号の太宰府市体育センターについては株式会社エルベック、議案第69号の太宰府歴史スポーツ公園、並びに議案第70号の太宰府市立大佐野スポーツ公園についてはシンコースポーツ株式会社九州支店を、それぞれ平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間にわたり指定管理者の候補者として選定いたしております。

次に、議案第71号の太宰府市立北谷運動公園につきましては、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条、公募によらない候補者の選定に規定に基づき、太宰府市体育協会を平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間にわたり、指定管理者の候補者として選定いたしております。

なお、4つの施設につきましては、それぞれ現在の指定管理者が、それぞれ継続をするという形に結果としてなっております。

以上、ご審議いただきまして、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これから一括して質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行います。

まず議案第68号から議案第71号について、一括して質疑を行います。

委員におかれましては、議案第何号に対する質疑かを明確にして発言願います。

質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 議案第68、69、70号につきまして、まず公募の方法、どのような公募の方法をとったのかということと、それから前回の公募のやり方と何か違う点がありましたら、その分の説明をお願いします。

それから議案第68号の体育センターについては、何社の応募があったのか、この点について回答をお願いします。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） ただ今のご質問、1点目の公募の方法についてということですが、まず9月1日号の市政だよりですね、これで指定管理者公募の周知を行いました。あわせて市のホームページにも掲載いたしております。それから、参加表明書の受け付けを9月17まで行いまして、それぞれ4社ずつの参加表明がございました。それから9月30日午後5時で締め切りを行ったということがございます。

2点目の違いでございますが、前回の公募と変わりなく行ったということがございます。

それから、体育センターのほうは何社公募があったのかというご質問ですが、体育センターについては4社の表明がありましたけれども、1社辞退ということで、最終的には3社ということになっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず債務負担行為で限度額が、まず体育センター、平成20年から平成21年は696万円で、今年度の支出予定額は232万円。歴史スポーツ公園については今年度400万円、大佐野スポーツ公園については220万円だったんですが、当然債務負担行為になりますが、この金額に変動は。3社だとかいろいろありますが、金額的には高くなったのか、それとも安くなったのか。そういう3社の結果、どういうふうな結果になりましたか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） ただ今の指定管理料の比較ということがございますが、体育センターにつきましては、今回の公募の数字から言いますと232万円、それから歴史スポーツ公園につきましては395万8,000円、それから大佐野スポーツ公園につきましては219万7,000円ということで、平成23年度の金額をいただいております。

なお、平成22年度の指定管理料の金額につきましては、体育センターのほうは228万1,850円、それから歴史スポーツ公園につきましては396万8,580円、大佐野スポーツ公園につきましては

219万4,500円と、結果としては、ほぼ同額程度の金額ということになっております。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 議案第68号なんですが、このエルベックさんは市内で別の施設の指定管理者にもなっているのか。また、ほかでもなっているのかが1点。

それと、体育館を利用するに当たって、時々女性センタールミナスのほうに鍵があったりとか、いろいろしているんですが、その辺はどうなっているんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） ご質問の1点目、エルベックさんにつきましては、契約を受けていただく支社の住所が長崎のほうになっておりまして、太宰府市内での指定管理者については、現在のところ体育センターだけということでございます。

利用の形態ですけれども、前日も数回ご説明申し上げましたが、現在の管理体制のほうが開館時から夕方5時までがルミナスのほうで実施していただいていると。実際の管理員配置については、午後5時から閉館までという基本的なスタイルで管理を行っておりますが、全体的な管理につきましては、指定管理者であるエルベックが責任を持って対応するというようにいたしております。

ただ今の、鍵がかかっているという状況があるというご指摘でございますけれども、開館については時間になり次第ルミナスのほうで開館していただいているというふうな認識でおりますが、そういう事実があれば、開館にはきちんと鍵を解除するように指示をしたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） やっぱり利用者の立場になって管理して欲しいと思うんですね。その辺が利用者の中から声が上がってございましたので、この場でお伝えしようと思ってお尋ねいたしました。これからもどうぞよろしくお願いたします。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 議案第68号から議案71号まで、運営上の問題と言いますか、管理者が指定されるわけですけれども、何点かそれぞれお聞きしたいと思います。

まず、体育センターの耐震工事をするというので、そもそも、もうかなり年数が経つわけですね。大体いつぐらいまでこの建物が利用できるのかと、おおよそですね。総合体育館の件もあとで上がっているようですけれども。それと、非常に駐車場が狭いと。近隣にも何か迷惑がかかっているような話も聞いておりますので、その辺の運営上の問題はどんなふうになっているのかということ。

次の歴史スポーツ公園ですけれども、前々からよく言われていましたけれども、この管理が2つに分かれているような関係もありまして、草がぼうぼうの時があると。管理が違う、指定管理者の管理業務ではないということで放置されることがよくあるようですけれども、その辺のことは今後解決されるのかどうか。

それから大佐野スポーツ公園ですけど、駐車場の位置とかの関係もあると思うんですけど、ボールがネットを越えて、車に直撃するということが何度かあっていると。体育協会の加盟団体あたりから、非常に困ったと、通常の保険が使えないそうですので非常に困って、何かそういったことに関して対応はされるのかと。

最後の北谷運動公園ですけども、上の北寿苑の跡地利用の件と関わってくると思うんですけど、いわゆる上の多目的広場に行く途中の左側に駐車場があるわけですが、そこはお伺いしたところ市じゃなくて組合が管理している所であるということで、なかなか簡単に開けたり使ったりというのができないみたいですけど、できればあそこをやっぱり、非常にたくさんの利用者が集まる大会等がありますので、そういう時に使えないだろうかという現場からの話も聞いておりますので、その辺の対応はどうされるのか、お聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 1点目の体育センターの耐震工事と、それから耐用年数と言いますか、そのご質問ですが、体育センターは昭和52年に開館いたしております。それから三十数年経っております。耐用年数からいきますと、大体鉄筋で50年というふうな目安もございしますが、あまり長くはないかなというには認識はいたしております。関連しての耐震工事につきましては、今年6月に補正予算でお願いしまして、耐震診断を行っております。後ほど補正予算のところでご説明する予定でございしますが、耐震工事をしなければいけないという審査結果が出ましたので、平成22年度の今回の補正予算で計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに考えております。駐車場の対応については、開館当時から駐車場が狭いということは体育センター、それからルミナスの大きな課題であったろうというふうに認識いたしております。この駐車場の対応については、これまでの経過から申し上げますと、河川の上に駐車スペースを設けるという方法も那珂県土事務所のほうに具体的に相談に行ったり、いろいろ手段を講じておったようですが、なかなかいい返事がもらえないということで、現在は市役所周りの駐車場に、大きな大会については駐車をしていただくようなお願ひをして対応しておるという状況でございします。

次に歴史スポーツ公園の管理体制でございしますが、ご指摘のように、基本的には公園ということになっておりまして、その中の有料施設を生涯学習課が管理運営を行っているという状況でございします。ご指摘のように二課にまたがるという管理体制から、草取りとかいろんなもので不備、利用者の方にご迷惑がかかっていないかというご質問だろうと思いますが、総務文教常任委員会の所管施設調査の時もそういうご意見を頂戴いたしましたし、その後も指定管理者のほうには、ここまではうちよ、ここから先はあなたよ、ということではなく気づいた時点で、その境界については草があれば草を取るというふうな対応をしていただきたいということは指導いたしております。あとは、公園の中ということがはっきり明確な場合は、情報が入れば都市整備課のほうにこちらから連絡をするという対応を取りたいというふうに思っております。

それから大佐野スポーツ公園のボールネット、いわゆるフェンスの高さについては、レフト側

のほうは通常よりも少し高めのフェンスを設置しているという状況でございます。北谷運動公園に比べますと、ラインよりも、フェールグラウンドの余裕が若干広いというふうなことで、施設的には割りと余裕がある状況ではなかろうかというふうに思っております。一番心配しますのは一塁側ですね、下がちょうど上ってくる通路と言いますか、道路が下にありますが、これは法面がかなり長いという状況もありますので、今のところ心配はないだろうと思っております。ご指摘のボールがフェンスから飛び出して車に当たるといふような状況も、これまでも数回聞いておりますので、今後フェンスの高さなり距離なり、その辺の検討をしていければというふうに思っております。

あと北谷運動公園の、北寿苑跡地に上りますところからまっすぐ行ったところになりますよね、池があるところだろうと思いますが、そこについては通常使用していないという状況でございますが、ご指摘のように北谷運動公園の駐車場そのものも大きな大会がぶつかりますと、これまでも数回いろんなトラブルも発生いたしておりますので、そういうことがないように、利用できる方向で調整を図りたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 体育センター、これは当然昼も夜も利用者がありますし定休日もあります。が、体育センターについてと、歴史スポーツ公園は公園管理で、児童が遊びに来たり、家族連れがお見えになりますが、この部分と、それから歴史スポーツ公園についてはテニスコートがあり、それから弓道場があり、相撲場はあまり利用がありませんが、グラウンドもあります。まず指定管理者とした場合には、職員配置が、この議案第68号、69号、それから70号については職員配置がどうなっているのか。それから議案第71号については体育協会ですが、ここにも職員配置はどういうふうにするのかということ。

それから議案第70号ですが、ここは総務文教常任委員会も行きましたが、私も監査委員として入りまして、この弓道場、それからグラウンド、テニスコートはシンコースポーツにしていますが、周辺が全部都市計画の関係で課が分かれているんですが、全体的な管理は不可能なのかどうかですね。公園管理としての部分は都市整備課が管理しているというのがわかりまして……

○委員長（清水章一委員） 議案第70号ですか。

○委員（武藤哲志委員） うん、だからその……

○委員長（清水章一委員） 今、議案第70号でしょ……

○委員（武藤哲志委員） だから、いろいろありますからね。

それともう1つは、一番心配なのは、北谷運動公園は、一般に人たちが利用したいと体育協会あたりに申請した場合に、市民が野球なんかする場合の申込み方法ですね。いくつかありますが、指定管理者にした場合について、行政じゃなくて、もうそこに直接申込みをするのか。利用状況がどういふふう、いつも明らかになっているかという問題が関わってきますが、この辺はどうですか。

まず人員配置、それから所管が分かれている部分をどう分担するのか。それから一般の利用者が利用したい時には、北谷運動公園あたりはどのようなふうになるのかという部分を報告してください。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 1点目の、それぞれの施設の職員配置がどうなるのかというご質問ですが、具体的に詳細な配置人数については把握いたしておりませんが、利用時間帯によって、やはり2人体制で対応しなければならないとか、そういうふうな部分もございますので、そういうローテーションを組んだ中での職員配置が、それぞれの施設のほうでなされているというふうに認識いたしております。

それから2点目の歴史スポーツ公園について、二課に分かれる管理ということになりますが、全体管理ができないかというご質問でございますけれども、先ほど申しましたように公園そのものは都市整備課ということになりますけれども、中に市民の利用を考えた有料施設がございますので、その部分についてはスポーツ施設という形の中で生涯学習課が管理を行っているということでございます。その辺が全体的にできるかどうかは1つ大きな課題になってくるのかなというふうに思いますが、申請の問題とか料金徴収の問題であるとか、いろんな問題が出てくると思いますので、その辺まで含めた検討を行って、将来的にどのようなふうにするのかということを検討をすべきじゃなかろうかというふうに思います。

それから3点目の、北谷運動公園の一般利用者の利用申請についてということですが、現在市内の施設につきましては利用施設の予約システムを利用いたしてございまして、そのシステムの中で施設の予約をしていただくと。基本的には一週間前までの申請ということになりますが、予約して一週間後までに料金を支払っていただくと、その時点で利用が確定するという状況でございます。ご質問の北谷運動公園等につきましては管理人が常時配置されておりますので、施設そのものが空いているという状況がございましたら、当日受付でもそこは開放するという対応をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 当然、指定管理者になる場合は、仕様書、それから契約条項で今具体的にこういう形で上がってきていけばね、契約条項の中で職員配置をどうするのか、それから休日はどうするのか、きちっとしたものが結ばれていると思うんですが、それはどのようなふうになっているんですか。今のところ職員配置は、昼と夜の関係で緊急にその人たちが病気になった時にはただちに配置しなければならないとかいろんな部分が出てくると思うんですよね。だからそういう仕様書、契約書もきちっと整って、議会に承認を求めてきていると思うんですが、まず仕様書、契約書はもう結ばれているのかどうか。先ほど言いましたように、債務負担行為で計上されているわけですから。まずそれがあるかどうかというのが、後で私どもが見る中で。

それから、ある一定の収入を差し引きするということになるのか。当然利用料が入りますか

ら、利用料はもう指定管理者で収入して、その後の金額を指定管理料として支払うのか、この辺はどうですか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） ただ今の職員配置について、再度ご質問ですけれども、申されましたように仕様書の中に、こういう管理運営をしていただきたいということで、うちのほうで作成したものをそれぞれ業者に配布をして、それに基づいて事業計画なり収支計画書というものが提出されてまいります。それを受けてヒアリングを行った結果として候補者選定を行ったわけですけれども、当然その中には、人員配置にかかる費用の問題であるとか、そういうものは織り込まれてあると思われまますので、それを受けてご承認をいただければ、来年の4月1日付けで正式な協定を結ぶということになりますので、当然そういうものの中には入った状況で行うということになろうと思います。

それから2点目の収入についての取扱いでございますが、施設の使用料については基本的には市の条例の中で制定をいたしておりまして、その範囲の中で指定管理者が決定するというふうに法で位置づけられております。市のほうと協議した結果、それぞれの施設に利用料という形で設けておりますけれども、かかります利用料については、それぞれの指定管理者の収入として中に入っておりますので、最終的には指定管理者の収入としての収支決算がなされるという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） AEDについて伺いますけれども、この四施設、今現在全てAEDは設置されていますでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 四施設のうち、大佐野スポーツ公園のみがAEDの配置がないという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 長谷川公成委員。

○委員（長谷川公成委員） 私、過去に一般質問でもこの問題を取り上げたんですけれども、シーズン中になれば大佐野スポーツ公園は3回以上、9チーム分ぐらいのメンバーの方が集まるわけですね。特に大佐野スポーツ公園は、こう言うのは何ですが、市内の端といいますか、近くに救急車がすぐ来れるようなところがあればいいんですけど、やっぱり遠いところですね、AEDは早急に設置していただくべきだと思うんですが、ただ、あそこは管理棟がないんですよね。トイレを使わない時は鍵が閉まっていますしね。防犯といいますか、いたずら防止のためにはあのトイレの中に設置していただいて、やっぱり人命は大事ですので、検討していただくようお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 些細なことですが、市民、利用者からちょっと言われたものですからお願いしたいんですが、歴史スポーツ公園ですね、あそこの利用者の方が、最近男性用トイレに観音扉を設置されましたよね、見えないようにといたしますか、散歩されている方々から見えるということで観音扉を設置されたんですよ。あれが開閉が強すぎるという、ぱっと跳ね返ってくるからこれは危ないなということで、特にお年寄りがけっこう使われているものですからね、びっくりしたということでは言われていますので、もう少し調整していただければということです。

それともう1点は、フェンスをずっと設置されているところで、吉松団地側から上ってくるころは、この前課長にお願いして土のうを入れてもらったけど、あそこのところは頻繁に上ったり下りたりされるんですよ、すぐ下がまた階段で、そしてフェンスを設置されていますから。はげてしまって雨が降れば必ず流れてしまいますので、あそこにひとつ小さな階段でもつくっていただければ上り下りがしやすいかなと。

この2点、利用者から要望があっていますけど、その点についてどのようにお考えか聞かせてください。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 1点目の男子トイレのドアの件につきましては、先日調査に来られた時はなかった状態だと思います。いたずらでそういうものも壊されたという状況がございましたので、どうしても見えますので、途中だけでも見えないような扉を設置しようということで改修したところでございます。状況がそういうことであれば、再度確認いたしまして、利用しやすいような状況にしたいというふうに思います。

それから2点目の、ちょうど管理棟側のフェンスの終わり辺りの入口、入口と言いますか正式な入口ではないんですけれども、利用しやすいということでたくさんの方が出入りされることから、下の法面の土が崩落して雨の時に流れて少し危険な状態であるということでございましたので、確か土のうを50体ぐらい持って行ってすぐに対応いたしております。今ご指摘にありました階段の設置でありますとか、そういう手法につきましては今後検討して、利用しやすいような状況にしていきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） こういう施設ですから当然事故も、市民が利用したりする中で、この体育センターでもバレーがあったりですね。それから歴史スポーツ公園の中でも児童がけがしたという経過もありますし、それから大佐野スポーツ公園もソフトボールをしたりしますし、北谷運動公園では野球も、いろんな公共施設での事故があって負傷された場合、この責任は指定管理者になるのか、市が責任を持たなければならぬのかというのがありますが、契約条項の中で利用者に対する損害賠償的な問題が発生した場合、これをどういうふうに指定管理者とですね、事故があった場合の補償、公共施設を使つての問題ではどういうふうに考えられていますか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） それぞれ施設内での事故の対応はということではございますが、基本的

には市の施設ということでございますので、施設に起因する事故については市が責任を負うべきというふうに考えております。

また、施設を使った管理上の問題、いわゆる事業を行ったり、その施設で何か教室をしたりというふうな運用上の中での事故ということであれば、当然指定管理者、それを行っている主催者が責任をとるということになると思っておりますので、市の主催事業であれば、当然住民ふれあい保険の中での対応ということになろうかと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） その過失割合だとかいろんな判断、難しい問題が出てくると思うんですよ。ソフトボールで走っていて骨折したという場合は、そこで市の保険を適用させるかどうか。施設管理上の事故と、それから利用者の、レクリエーション的な中で発生する事故という状況の中で、どの範囲で骨折したとかというのは過去もありますのでね。だからレクリエーション中の、そういう試合中の事故についてはその団体の責任で補償するとか、そういうふうになるのかどうかですよ。それはもう、普通考えてみたら、試合中に発生する事故で骨折したというのも過去にありますからね。だからそこはどうか、指定管理者のほうの責任でもない、市の施設を使わせたという部分もあるんだけど、その辺の何らかの明確な基準を持たないと後でトラブルになると思うんですが、この辺は何か規定とか規則とか、要綱的なものがありますか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 今ご指摘の、はっきりと、これだけのことがあればこちらの責任というふうな、要綱的なものは現在正式なものはありません。ただ、そのけがが発生した時の状況によって、例えば市民活動災害保障保険、いわゆるふれあい保険、こういうものの適用になるかどうか。保障の分野と、それから賠償の部分とございますので、どちらが適用になるのか。それからいろいろな事業の参加者につきましても、当然自分たちの身は自分たちで守るというふうな考えの中から、それぞれスポーツ傷害保険なり、そういう保険には積極的に加入してくださいというふうなお願いをしていながら、当然指定管理者のほうとしても、それぞれ施設を使った場合の事故等についての対応は保険加入とか、いろんな形でなされているというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 利用者にスポーツ傷害保険の加入をお願いをね、してもらおうというふうに表示するかどうか。やはり施設を使っている、公共施設を貸してもらった。市の保険もあるんだろうけど、スポーツ傷害保険を施設全体にかけることは可能かどうか、あくまでも利用者が加入するかどうか、この辺の表示ですよ。だから私ども、公共施設の使用料が1時間いくらですよとかというのは表示しなさいというのは、あなた方に指導はしているんですけど、利用者がいろんな、失明したとか骨折したとかいう場合はあくまでも使用者の、許可したのは会場を貸しましょうと、けがはあなたたちで責任を持ちなさいよという表示というか、使用規定をきちっと会場に明記するかどうかですよ。この辺はどうですか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） スポーツ傷害保険につきましては、基本的にはもう、実際に行われる皆さんが加入されると。市が対応するのは、あくまで現在はふれあい保険の中に、保障する分と賠償する分と両者ございますので、その中での対応と。施設利用者については、定期的に行われる団体もあれば、コンスタントにその時だけつくって利用されるという方もございますので、そこを一概に、全員傷害保険に加入しなさいということは、少し難しい部分があるかなと。その辺については、今後表示するしないを含めて、検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 過去に、スポーツ施設じゃなくてね、ため池に、危険ですから入らないでくださいって表示をしても、池に落ちて亡くなった方がおられて、管理の責任を問われたことがあるんですよね。そういう裁判になったことがあるんですけど、そういうものとはちょっと違うとは思いますが、ある一定の、指定管理者になると、指定管理者と結んだ契約書と施設管理運営に対してはきちっとした明記して、使用規定をやっぱりその施設に表示して明らかにしておかないとね、あとからトラブルの原因にもなるというような感じもするんですよね。

だから、権利は行使しますが義務を果たさないというようなことにならないような形をね、市の施設を指定管理者にするとね、どちらの責任かという問題が起きますので、できれば明確にきちっとした使用規定とか使用の遵守事項とかいうのをね。よく見るのは、駐車場内での事故のトラブルについては一切責任は持ちませんというのは、いろんなところで、駐車場、スーパーあたりでも書かれているように、ある一定公共施設では使用規定を、きちっとした掲示をする義務があるんじゃないかなと。今のところ見当たらないですよ。だからその辺は、担当課で指定管理者と協議して掲示させるようにしないと、あとから議会でどうするのかという状況にならないようにしておいてください。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） ちなみに今の事故ですけど、年間にどれくらいあっているかデータとっていますか。全体でもいいし個々でもいいけど、大体の件数がわかれば。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 具体的な数字は押さえておりませんが、スポーツ活動になりますのですり傷、切り傷、そういうところを含めますとかなりだろうと。ただ大きなけがとかになりますと、当然市民活動災害保障保険の、ふれあい保険の対象になってきますのでその手続きという形になりますから、そちらのほうの数字ということになるかと思えます。1件、施設の状況に起因しての事故が1件ございました。大きな事故ではなかったんですけども、そちらのほうで対応したという事例も最近ございました。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

まず議案第68号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで議案第68号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第68号は可決すべきものと決定しました。

<可決 賛成6名 反対0名 午前10時38分>

○委員長(清水章一委員) 次に、議案第69号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで議案第69号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第69号は可決すべきものと決定しました。

<可決 賛成6名 反対0名 午前10時38分>

○委員長(清水章一委員) 次に、議案第70号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで議案第70号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第70号は可決すべきものと決定しました。

<可決 賛成6名 反対0名 午前10時38分>

○委員長(清水章一委員) 次に、議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（清水章一委員） これで議案第71号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第71号は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名 反対0名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第5、議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、補足説明をさせていただきます。

本改正は総合体育館の建設に向けた調査研究を行うため、太宰府市総合体育館建設調査研究委員会を設置することに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため行うものでございます。

新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。

太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例第2条関係の別表中、附属機関「太宰府市青少年学校外活動実行委員会」の次に「太宰府市総合体育館建設調査研究委員会」を加え、担任する事務といたしまして「総合体育館建設に関する事項について調査研究すること」を加えております。

また、本委員会の内容については、太宰府市総合体育館建設調査研究委員会規則を制定することといたしております。

本日の資料として配布させていただいております。こちらをごらんいただきながら説明をさせていただきますと思います。

名称は「太宰府市総合体育館建設調査研究委員会規則」でございます。

第1条、趣旨といたしましては、「この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例の規定に基づき、太宰府市総合体育館建設調査研究委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。」ということにいたしております。

第2条、委員会の所掌事務を、第1号として「総合体育館建設の調査研究」、第2号といたしまして「その他必要な事項」ということにいたしております。

次に第3条、組織でございますが、委員会は10人以内の委員をもって組織することにいたしております。次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。」ということにいたしております。第1号といたしましては「識見を有する者」、第2号といたしまして「その他教育委員会が

適当と認める者」にいたしております。

次に第4条、任期でございますが、「委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。」といたしております。第2項として「委員は、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したときは解任されるものとする。」にいたしております。

第5条、会長及び副会長につきましては、委員会にそれぞれ会長及び副会長、それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定めるようにいたしております。第2項「会長は、会議を総理し、委員会を代表する。」、第3項で「副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。」といたしております。

次に第6条、会議でございますが「委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。」、第2項では「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」、第3項「会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。」、第4項といたしまして「会長は、必要があると認めるときは、関係者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。」といたしております。

次に第7条、庶務では「委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。」ということにいたしております。

第8条、委任につきまして「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。」ということにいたしております。

なお、附則といたしまして「この規則は、公布の日から施行する。」ということにいたしております。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 以前から総合体育館をどうするかということで論議をされてきて、こういう調査研究委員会の規則が提出されましたが、第1条で太宰府市総合体育館建設調査研究委員会というふうになって必要な事項を定めるとありますが、この研究委員会というのは調査するのはわかるんですが、その結果を答申するのか。それとも調査結果をまとめて教育委員会に出すのか、それとも市長部局に出すのか。調査の内容、当然今まで議会で各議員からの質問がありますが、総合体育館の建設を目的としてやるわけですから用地や場所をどうするのか。また、総合計画の中にも出てきていますが、用地取得するのに対しては財政的にはどういう措置をとるのかですね。こういう問題まで入っていかなくやらないと思うんですよ。まずそういう用地確保、それから起債を受けるとか、財政的にどうしていくのかとかですね。

総合計画を具体的に実施していく中でこれが論議されていくと思うんですが、第3条の関係では当然県の教育委員会あたり、県職員もこの第3条の中に入っていたかかないと。この10人の構

成の中に、はっきりと今までの論議の中では県有地を取得しなくてはならないような話も出ておりましたが、そういう県の職員あたりに委員に入っていただくことができるのかどうかですね。こういうものを具体化しないと、この中では附属機関の設置だけで答申がない、具申がない。それから調査研究には用地取得や財政問題、委員にはどういう方々を入れるかというのはですね、この中では見えてこないんですが、どういうふうを考えられていますか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 1つ、これまでの総合体育館の建設に向けた経過から申し上げますと、平成21年度にスポーツ振興審議会を開催いたしました。これのおもな内容といたしましてはスポーツ振興基本計画、太宰府市の基本計画策定に向けた諮問を行って答申をいただいたわけですが、この諮問の中に総合体育館の建設に向けた内容も折り込んでおりまして、スポーツ振興審議会のほうから太宰府市にふさわしい総合体育館の構想的なものも折り込んでいただいたところでございます。また、予算の中で構想策定に関する業務委託を行ってございました。この中で、そういうスポーツ振興審議会のご意見も参考にしながら、こういうものがよかろうというふうな、ある程度概要的な部分での状態でございます。

今回お願いしたい調査研究委員会につきましては、そういう資料に基づいて、もう一歩進んだ段階の調査研究をお願いしたいという委員会でございます。と言いますのが、今ご指摘にありましたように用地の問題でありますとか、財政の問題でありますとか、その辺の具体的なお話ということになってきますと、当然用地はどこというふうな確定をした中で財源をどうするのかという話になってまいりますので、その辺はこの委員会からもう一歩進んだ段階の、そういう組織編制をしながら具体的な内容を進めていくようになるだろうと。

したがいまして、今回お願いしておりますこの調査研究委員会につきましては、建設の面でありますとか景観を含めてですね、調査研究をお願いできたらというふうにご考えております。あとは体育館の規模の問題でありますとか、駐車場はこれぐらいはいるよというふうな問題、また設備の問題、そういうものを識見者を含めて、当然利用者側の意見も十分に反映させていきたいというふうな考え方もありますので、それぞれ中に整備いたします、例えばバレーボールであったりバドミントン、卓球、そういうふうな関係者のご意見も中に取り入れて行ければというふうにご考えておりますので、委員のメンバーの中にもそういう利用団体からの代表者の方にも入っていただいて、十分そういうご意見も頂戴したいと。今後の流れ、経過といたしましてはそういうふうなところで考えておりますので、今おっしゃったようなところはもう少し先になるのかなと。ただ、ご指摘のように用地が確定しないと、なかなか話がしづらいという部分も確かにございます。その辺は財政当局、また上司のほうとも相談しながら、今後の内容については検討を進めていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 規則でみるとね、教育長か市長が何らかの形で調査研究をなささいという

答申というものが抜けているんですよ。だからこれは附属機関として調査したけど、その結果は教育長に出すのか、市長に結果を報告するというのが。規則という部分で附属機関としてありますが、調査研究したものの、これはどこに結果を報告するのかというのが私がここで見たらわからないんですよ。だからその辺はどうですかと聞いているんですよ。

○委員長（清水章一委員） 県の職員も委員になることが可能かという質問もあっておりますので、それもあわせて教えてください。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 1点目の諮問、答申の関係ですが、教育委員会規則でございますので、教育長のほうに答申的なものはいただくと。諮問については行うようになると思いますが、教育委員会のほうから委員会については諮問を行うというふうな形になろうと思います。

また県の職員については、先ほど申しましたような段階の委員会ということでございますので、今のところは県の職員の方を中に入れるということは考えておりません。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

<原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時51分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」

○委員長（清水章一委員） 日程第6、議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、関連する項目がある場合は、執行部におかれましては、あわせてご説明いただきますようお願い申し上げます。

それでは補正予算書16、17ページをお開きください。

2款1項10目人事管理費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 2款総務費、1項総務管理費、10目人事管理費、細目その他の諸費、7節賃金、事務補助員96万4,000円の補正につきまして、説明をさせていただきます。

職員の産休及び病休によりまして嘱託及び臨時職員を採用するために、既決予算で不足することから補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今課長が産休、病休に基づいてと言ったけど、産休なのか病休なのか、どちらなの。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 産休が1人、それから病休の方が1人、計2人ということですね。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃあこれは、3月31日までの部分で、12月、1月、2月、3月、4カ月の2人分とみていいんですか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 実質的には1月から3月までの3カ月分ということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると産休や病休は12月までではないけど、1月から3月までを96万4,000円を2人とということで、じゃあ、もう病休や産休にまだ入っていない、病休に入っていれば当然不足額は既決予算で対応しているということですか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 既決予算の中で対応しておりまして、不足する部分について今回補正をさせていただきます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、2款2項5目地域コミュニティ推進費について説明を求めます。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 2款総務費、2項企画費、5目地域コミュニティ推進費、コミュニティバス関係費930万円でございますけれども、昨年度国のユビキタスタウン構想によります太宰府市ICエコまちめぐり事業におきまして、市内4カ所にバス接近案内表示機付きバス停

を設置いたしております。このことによりまして、バスをお待ちのお客様や西鉄都府楼前駅におけます乗り継ぎのお客様に大変好評いただいているところでございます。

本年度も西鉄太宰府駅前の北谷、内山方面と、いきいき情報センターの2カ所に国土交通省の社会基盤整備総合交付金を活用し設置することといたしておりましたが、このたび交付金の追加配分が見込めたことから、将来計画としておりました大宰府政庁跡にも設置することといたしました。これにより本年度は3カ所、4基のバス接近案内表示機付きバス停の整備を行うものです。

補正の内容としましては、13節工事設計監理等委託料10万円と、15節バス停留所整備工事920万円、計930万円でございます。財源としましては、社会基盤整備総合交付金456万5,000円を活用することといたしております。

今後とも、便利なコミュニティバスまほろば号となりますよう運行してまいります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） バス停が、西鉄五条駅にバス停が3つか4つ並んでいるんですね。だからあれは、今の時刻表とサインの方とは一体化はできないんですか。あんまりバス停が多いものですからどれに乗っていいのか、慣れた人はいいんですけどね。そういう声を聞くんですが、いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） なかなか一体化が難しいという現状がございますので、なるべく私どものバス接近案内表示機のほうは西鉄バスの関係もご案内いたしておりますので、そちらのほうを利用していただきたいと。これからもPRに努めたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 場所が広いところならそれでもいいと思うんですが、場所が狭いところがあると思うんですね。今からまた政庁跡、それからあと2カ所プラスするんでしょ。だからその辺を少しく、お年寄りの方にはバスの時刻表の文字も小さいんですね。そうすると、何か所か建っているとどのバス停の時刻表を見ればいいのかわからないという声がありますので、その辺も十分にご配慮のほどお願いしておきます。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） はい、十分そこら辺は考慮して設置したいと思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この前の国の予算の関係でね、全国こういう、西鉄を初めバス会社が赤字路線からどんどん撤退しているという状況の中で、当初太宰府市もコミュニティバスをこの周辺の中で一番初めに始めたために補助金をいただいたんですが、その後補助金が交付税措置されて

いるかどうかわからないというような状況だったんですが、新たに国がこういうコミュニティバスに対する補助金を全国的に出すというふうになったんですけど、太宰府市としてはこれだけ県下の中でも先駆けてコミュニティバスを走らせてきたわけですが、新たにまた国が補助金を出すという状況の中で、申請して受けられているのかどうか。新たにまた申請するのかどうかというのが1点ですね。

2点目として、国庫支出金の456万5,000円、一般財源から473万5,000円で合計930万円なんですが、補正予算書10ページに、国庫支出金の456万5,000円はどこの部分から歳入に入れたんですか。名称的に地域コミュニティということになってくるとどこの、この部分から見ると安全・安心な学校づくり交付金を持ってくるわけにもいかないし。10ページを見ておりましたら、どこの財源をどこにどう振り分けたのかがわからないんですよ。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） まず補助金、交付金の関係でございますけれども、国のほうでそういった制度を導入するという事で承っておりますので、私どももできるだけ補助金のほうを活用したいということで、現在内部で検討いたしております。

それから財源につきましては、補正予算書の25ページをお開きいただきたいと思います。

これは所管が総務文教常任委員会ではございませんが、7款商工費、1項商工費、4目観光費の中の、観光施設整備費マイナス1,480万円となっております。今回、大宰府政庁跡広場整備工事ができないということになりましたので、その分の国庫支出金が737万円減になっております。この分の一部を私どものバスのほうに配分していただくということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これは国の許可を得てやっていないと、あとから返還という状況になるとですね。会計検査院が入りまして87万円返還命令が出されて、まだ返還していないような経過がありますが、まず歳入と歳出を見たときにこの金額は出てこなかった。そうすると、観光費の737万円をこちらに振り分けて、節じゃなくて款項の段階を振り分けている部分については、事前協議は調っているのかどうか。そうしないとね、あとから当然、出された観光費の予算を総務費の企画費に持ってきているということで、問題にならないかどうかは議会審査の中ではきちっとしておかないと。

○委員長（清水章一委員） ここで11時15分まで休憩します。

休 憩 午前11時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前11時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 先ほどの武藤委員の質問にお答えします。

そもそもの発端は、25ページの大宰府政庁跡広場整備事業でございました。この関連の国の国

庫補助金をいただいて実施する、当初は地域活力整備事業でしてございましたけれども、平成22年度から名称が変わりまして社会資本整備交付金という名前に変わりましたけれども、いずれにしましても当初計画していた事業を3年間で、平成21年、平成22年、平成23年ですかね、計画していた事業の1つでございます。

先月、たまたま文化庁の審議官の方がお見えになりましていろんな視察をされた中に、政庁跡広場整備事業の概要説明をいたしました。具体的に言いますと、政庁跡の前に広場という形で車が停まっている駐車場、実態的には駐車場がございますけれども、ここを少し扱いたいという概要説明しましたが、それは扱ってはいけないということで、この事業ができなくなりました。県にとっても、国のほうでできないというふうな判断があれば、結果的には早くわかって良かったというふうには思っておりますけれども、これができないということになりましたので県と相談をいたしました。既存の枠の中で実施してもらわないと困るということがございましたので、ではどうするかということで、歳入には出てきておりません。

振り分けたのが先ほど言いました、これが減ったことによりましてバスの接近表示、それとここに上がっております、同じページの上にあがっております内山地区トイレ、今竈門神社のところにある汲み取り式のトイレを水洗化する事業でございます。これを今と同じようにトイレの数が1基ずつだったと思っておりますけれども、これをもう1基ずつ増やして400万円程度にしようということ。それともう1つは、8款道路橋梁費のところ、8款2項2目の道路橋梁維持費、橋梁長寿命化修繕計画策定委託料、これを前倒しました。当初は平成23年度に計画していたものを今年度に前倒するというので内部で操作をいたしました。

県のほうに確認しますと、新規事業はだめだと。既存の事業で自由に実施する分はいいということでございましたので、関係各課集まりましてこの政庁跡広場で削減になった分をこの3つの事業に振り分けたということでございます。歳出は出てきておりますけれども、結果として歳入は出てきていないというのはそういう事情でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 文化庁の関係で大宰府政庁跡広場を整備するというので当初説明が、文化庁あたりが大宰府政庁跡を扱ってはならないという状況で予算措置が減額になったというのは、ある一定総務文教常任委員会にもね、教育委員会の所管とのかかわりがあって、観光費になると建設経済常任委員会の所管になるんだけど、これだけ市民政庁まつりが行われたりする大宰府政庁跡の分が中止ということで、次から次に国の方針が変われば予算措置が変更になるというのは初めてここでわかってきたと。

そうすると、ここで国庫補助金737万円を振り分けていいという部分は了承をもらったということで、地域コミュニティ推進費に入れるけど、それじゃあ280万5,000円を、残りを8款土木費の中の275万円入れるということになってくると、ここでまた端数が出てくるんだけど、この財源をどういうふうに、どう振り分けたんですかね、あとの残りはまた。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） ここで下がった分につきましては、先ほど言いました事業に振り分け  
ております。この中にはですね、補助基本事業、それと単独分、継ぎ足し分ということで歳出は  
上がってきております。補助金につきましては、補助基本額の10分の5.5が補助金額でございま  
すので、その数字にあわせた分で割り振りをいたしております。

それ以外に、単独分、単独上乘せ分ということで、仮に100万円の補助基本額で入札しますと  
入札減で端数が出てくる可能性があります。補助金を返すことはいけないということになってお  
りますので、そのためにも一部一般財源を投入して継ぎ足しをしております。補助基本額につい  
ては、先ほど言いましたこの政庁跡広場の分は下がった分の割り振りをいたしておりますので、  
補助金の数字については変更なしということでしたしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もう少しわかりやすく。今24ページをあなたが説明したんですよね。それ  
で、私はこの737万円が今説明でやっとわかって、737万円のうちコミュニティ推進費に456万  
5,000円持って行きましたと。あとの残りを8款2項2目に275万円持って行きましたと。まだあ  
ともう少し残りがあるんだけど、それも持って行ったと。そうすると、観光費で743万円一般財  
源から予定したのも減額になっているんですよね。ここが中止になって、差し引きの関係では  
三角になっているでしょ、一般財源も。これもどっかに持って行っているはずよね。

だから、この事業の中ではもう駐車場警備委託料の80万円と、内山地区トイレ整備工事に  
410万円使うと。ただし、これは節間の流用で一般財源を丸々減額しているでしょうが、同額。  
これは違うんですか。一般財源の743万円はこれも減額になっているから、どこに持って行っ  
たの。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 計算しますと5万5,000円合わないということですよ、具体的に。

ちょっと確認して、あとで報告させていただきます。

○委員長（清水章一委員） 違うよ。一般財源の743万円・・・

（経営企画課長「済みません、ありました」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 29ページでございます。ここに国庫補助金5万5,000円が入ってき  
ております。これは、文化財のほうで担当しております国分寺のトイレがございまして。これも補助  
対象事業で整備する事業でございました。国分寺の公園の中にある汲み取り式トイレも、竈門神  
社と同じように水洗化するという事業で採択を受けている分でございます。

あとで文化財課のほうの説明すると思えますけれども、来年度に予定しております観世音寺ト  
イレの設計を前倒しするということで、追加をさせていただいております。

そういうことで、トータルであわせまして国庫補助金については、内部で調整して数字は合う  
ということになっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 後々、こういう形で国庫補助金をあちこちに振り分けてね、実施することに関しては賛成しますよね。国に返すよりも事業を実施したほうがいいわけですけど、これについてコミュニティ推進費に使った、ここは減額したと、大宰府政庁跡広場の部分について。そして5万5,000円については国分寺のトイレの部分に使うという形で、国の補助金というのは必ず何か実施することについては、こういうものに使いますよという許可に基づいて実施するわけですから、それはきちっと確認をとった上で、あとから目的外使用ということにならないということで、確認しておいていいですね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） これは県の道路維持課のほうが担当窓口になりますけれども、そちらのほうと協議した上で、了解を得ております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では20、21ページをお開きください。

3款2項4目学童保育所について説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 3款民生費、2項4目学童保育所費、細目学童保育所管理運営費、放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金117万7,000円でございますが、この補助金につきましては学童保育所の運営にかかります実際の支出額、これは食糧費を除きますが、これから保育料などの収入額を引いたものが放課後児童クラブ運営費にかかわる経費として認められるようになっております。

平成21年度におきましては1,640万8,000円の県補助金の交付を受けておりましたが、平成21年度収支精算によりまして補助額が1,523万1,000円に確定したことにより、差額の117万7,000円を県に返還するものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では26、27ページをお開きください。

10款2項小学校費、10款3項中学校費について説明を求めます。

これについては関連する項目がありますので、あわせて説明願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 10款2項1目学校管理費の、細目小学校管理運営費339万3,000円でございますが、平成23年度におきまして太宰府西小学校が2クラス、水城西小学校が1クラス、クラス増が見込まれるため、先割れスプーン、フォーク、給食帽子などの消耗品費145万4,000円と、教師用事務机、オルガン及び給食用備品の配膳台などの備品購入費193万9,000円を計上させ

ていただいております。

○委員長（清水章一委員） 教務課長。

○教務課長（木村裕子） 同じく小学校費の学校管理費、施設整備関係費についてご説明いたします。

今回は老朽化に伴う大規模改修とエレベーター設置工事、及びトイレの全面改修工事のための補正でございます。予算の合計額は3億6,341万5,000円となっております。内訳は、13節の工事設計監理等委託料で1,831万5,000円、15節の各校校舎等補修工事として3億4,510万円です。

対象校としましては建設年次が古いほうから順に対応してまいりますので、老朽化による大規模改修につきましては太宰府小学校及び水城小学校が対象となります。太宰府小学校は、あわせてエレベーター設置工事も行います。太宰府西小学校がエレベーター設置工事とトイレの全面改修工事です。工事の内訳につきましては、以上でございます。

歳入も関連いたしますので、一緒にご説明させていただきます。

財源につきましては10ページ、11ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金の4目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金3,380万6,000円、安全・安心な学校づくり交付金を充てております。

それともう1項目が、14ページ、15ページをお願いいたします。

21款市債の5目教育債で2億9,300万円、小学校施設整備事業として上げております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○ 学校教育課長（小嶋禎二） 続きまして10款2項3目教育振興費の、細目要・準要保護児童関係費38万6,000円でございますが、就学援助制度としまして、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対しまして、学用品代や給食費等の費用の一部を援助いたしております。昨今の不況の影響もあり、対象となる児童の増加がおもな要因でございます。今年度当初認定者数が471人で、本年度末認定者見込数が74人増の545人、今年度末までに3,559万6,000円の支出が見込まれるため、当初予算額3,521万円との差額38万6,000円を補正計上させていただいております。

次に、10款3項1目学校管理費の細目中学校管理運営費80万5,000円でございますが、平成23年度におきまして太宰府西中学校が1クラス、クラス増が見込まれるため、生徒用の椅子、机などの消耗品費67万5,000円と、教卓などの備品購入費13万円を補正計上させていただいております。

次に10款3項3目教育振興費の細目要・準要保護児童関係費253万6,000円でございますが、小学校費で説明をいたしましたように、対象となる生徒の増加に伴うものでございまして、今年度当初認定者数が279人で、本年度末認定者見込数が37人増の316人、今年度末までに2,003万6,000円の支出が見込まれるため、当初予算額1,750万円との差額253万6,000円を補正計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 10款2項の学校管理費で今説明がありましたように、ここで学校の各校舎の補修工事で3億4,510万円ですが、それで市債として、国庫支出金もありますが、2億9,300万円の地方債については2年据え置きは何年ぐらいの返済になっているんですかね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 基本的には2年据え置きの10年、もしくは15年でございます。これが10年だったのか15年だったのかというのはちょっと確認はしておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 地方債、6ページに年3%以内という形で書かれているんですが、急きょ年度末になってこういう地方債が認められたという経過はもう少し補足説明をいただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 補足説明といいますと、起債の借り上げの関係で・・・

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 年度当初から実施するという形で、市債として2億9,300万円を上げるならともかく、補正の第3号で、年度末、あと3カ月か4カ月しかない時に、しかもこれは来年の工事になると思うんですよ。だから繰越事業になるんだけど、こういう市債が国として耐震、これで耐震補強工事はもう終わると思うんですが、どういう経過でこんな年度末にね、当初から上げるべきだったんじゃないかと。だから金額的には補正額がこういう状況で7億5,335万2,000円の中で地方債がこんな大きな金額が上がってきていますから。これは事業として来年度の平成23年度事業でしょ。だからその辺もう少し説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 起債の事業の申請につきましては、基本的に年度当初でございますけれども、当初だけではなくて、その都度期限がくるものについては調整ができます。

それで、今回のこの学校の、耐震補強工事ではございません、耐震補強工事はすでに終わっていますので。大規模工事が今度から始まるということで、当初平成23年度から予定しておりましたけれども、国の補助金がつきましたので前倒しをして、まず設計をしないと工事に取り掛かれませんが、今回補正をさせていただいて設計、それから着工という形で、スムーズに行くように補正させていただいて繰越するという前提で協議をしております。県のほうとも調整は終わっております、これについては認められておりますので、補正予算を可決していただければ起債の借入準備を行ってまいります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 設計料が5.3%ぐらいですけど、小学校の部分についてこの金額は平成

23年度そのまま繰越しということになりますよね。だから平成22年度の決算では上がってきますが、これが来年度の繰越事業として計上されるということになりますね。

だからここで上がっていて、来年度の平成23年度はもう当初の、来年は市長選挙があるんですが、市長に予算編成権がありますが、これはもうそのまま事業として上げなきゃいけないということはここで決定しますからね。こういうふうには受け止めとっていいですか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） これは以前から、施設の改修については非常に頭が痛い問題で、学校を含めましてかなりの施設がございます。今後10年間で必要な施設の改修費用は60億円とも80億円とも概算しております。具体的に調査しないと細かい数字は出ませんが、そのためにもまず学校を改修していくという大前提の市長の方針も当然でございますし、それをなるべく早く、補助金がついたので前倒ししていきたいと思っております。

したがって、これは市長が変わったからということでやめるということではなく、行政としては実施していかなくてはいけない事業でございますので、今回上げて設計の契約がスムーズにいくように12月補正させていただいて、繰越しを前提で計上させていただいております。

結論を言いますと、武藤委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 議会で平成21年度の決算認定して、繰上償還し借金もできるだけ減らしていきたいという市長の方針の中で、200億円の借金を減らすために、太宰府市では200億円のうち、文化財だとかその他の事業で、有料債というか元利が保証されている部分で、実質的には200億円のうちに140億円ぐらいが単純な借金なんですけど、こういう年度末に地方債が認められて、今後の地方債の繰上償還とか、借金額が増えることによって財政的な問題について与える影響はある一定内部検討されていますか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） この学校施設の大規模改修の補助基本枠に対する起債については、交付税措置がございます。補助対象額じゃなくて、単独継ぎ足しと書いていますけれども、これについては今確認作業中ですけども、つかない可能性が高いということでございます。内部でも話をしておりますけれども、つかないから起債を借りないのかということになりますと、それだけの一般財源を投入しなくちゃいけません、数億円。そのお金は今現在ございませんから、借金をしてでも大規模改修はしなくちゃいけないと思っております。

繰上償還ができる段階になれば、繰上償還しながら、起債の残金を減らしながら実施していくという手をとりながらでも実施するスタンスでございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次のページ、10款4項7目文化財保護・活用費について説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 社会教育費、文化財保護・活用費について説明いたします。

文化財整備活用関係費30万円につきましては、平成23年度に歴史の散歩道沿いに、来訪者の利便性を図るために公衆トイレの計画をしておりましたので、設計を本年度前倒しするために30万円を追加計上させていただいております。予算につきましては入札残等の執行残が90万円ございますので、あわせまして120万円の事業となります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 文化財の国分寺の部分で事業をやるということですが、水洗化にするのか汲み取りにするのか二通りあるんですが、これはもう完全な水洗化ということで受け止めていいですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 水洗化です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） トイレ水洗化の件ですが、ちなみに数はいくつあるんですか。水洗にするのと以前の皆さん方の説明では、スペースが必要だから2つのところを1つにしなきゃいけないような手間がかかるという話を聞いたんですが、今ここ国分寺のほうはちなみにいくつなんですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 史跡地内で文化財課が管理しているトイレは、今回これで全部水洗化になります。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 個数です。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 済みません。

個数は今回完全に作り直しますので、男性のほうも1基、女性のほうも1基、それと多目的トイレを1基新設いたします。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ということは、バリアフリーの車椅子も対応できるようになるんですね。そこまで考えていらっしゃるんですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） バリアフリー対応になります。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 関連してトイレの周辺ですけれども、雨の時に表土が流れて近くの田んぼ

に入るということで、その辺から苦情があつて区のほうも対応に苦慮しているということで、そういうふうな話があつていると思いますが、その辺の対処はこの工事とあわせて何かお考えでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 整地といいますか、雨の流れ、広場自体も水の道ができておりますので、そこら辺の改良も今回は考えております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

10款5項2目施設管理運営費について説明を求めます。

これについては関連する項目がありますので、あわせて説明願います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 10款5項2目施設管理運営費のうち体育センター費、13節委託料及び15節工事請負費についてご説明いたします。

太宰府市体育センターの耐震診断を去る7月1日から10月29日にかけて実施いたしました。診断の結果、is値が0.15ということで耐震工事が必要となりましたので、工事設計監理等委託料110万円、及び臨時工事費1,025万円を計上させていただくものでございます。

なお、今回の補正につきましては、適用いたします起債の関係で耐震診断と耐震工事が同一年度内であればどちらも起債の対象となるということでございましたので、補正計上させていただくものでございまして、実際の工事期間は平成23年度になる予定でございます。

このことから、補正予算書の4ページをごらんください。第2表のとおり補正額と同額の1,135万円を繰越明許費として計上しております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 耐震についてはまたこれも、さっき経営企画課長が説明していたように地方債として全額認めていただいて、115万円一般財源を減額して耐震工事をするということについても、これについてもある一定の交付税措置がなされますよね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） これにつきましても交付税措置がございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に11款1項1目文化財施設災害復旧費について説明を求めます。

これについても関連する項目がありますので、あわせて説明願います。

文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 11款災害復旧費、1項文化財施設災害復旧費、1目文化財施設災害復旧費について説明いたします。

15節工事請負費につきましては、平成21年度工事でこの箇所は着手しておりましたけれども、現地に江戸中期の墓地、また隣接箇所も被災箇所があることがわかりまして、復旧計画の見直しが必要になりました。本年度文化庁と事業計画の変更等について協議を行いまして、協議が調いましたものですから今回2,550万円の補正を計上させていただくものです。

財源といたしましては、10ページと11ページをお願いいたします。国庫支出金の4目教育費国庫補助金、3節の文化財保存整備費等補助金1,380万円を国庫補助からもらっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） ちょっと聞き忘れたけど、これどこの場所、場所をどこか聞き忘れ・・・

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 東観世区になります。東観世区の南側のほうの法面が崩壊しておりまして、去年工事をいたしますと墓地等が出てきたものですから工事を中断しております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） ちなみにここから見えるけど、青いシートが・・・

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） こちらからは見えません。四王子山のほうからは見えますけれども。

（佐伯 修委員「青いシートかぶせて・・・」と呼ぶ）

（「登り口を登ってきた左側・・・」、「左」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今墓地と言われましたけれども、今工事をされて、またそこに埋葬されるんですか。それとも移転なさるんですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 墓地の時代が江戸中期になりますので、もう全部撤去いたしまして、九大と連携しまして遺骨の状況等の調査をいたします。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） じゃあその後は、何か活用できるような場所なんですか。買い上げですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 土地は太宰府市の公有地になっております。それで、墓地は法面の一番最上部にあります。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) それでは、歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) それでは、歳入の審査に入ります。

12、13ページをお開きください。

18款1項1目基金繰入金、19款1項1目繰越金について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長(今泉憲治) 補正予算、予算書上では歳入、歳出の数字を調整しなくてははいけません。それで、差額分につきましては、財政調整資金及び前年度の繰越金から調整いたしております。

まず考え方といたしましては、前年度の繰越金、純繰越金が当初8億9,673万1,000円ございました。9月補正で7億5,462万3,000円予算措置をいたしておりますので、残額が1億4,210万7,000円ございました。この残額をまず全部充当しております。それでも足りないものを財政調整資金から調整いたしております。

ちなみに予算ベースでいきますと、財調の12月補正後の残額は約18億1,250万円となります。

以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 太宰府市は、四市一町の中で一番基金残高が少ない自治体なんですね。財政力とかそういうものを見ると、一番健全財政、借金が少ない、そういう状況なんですが、基金をここで見ますと2億4,536万3,000円が基金の繰入れという形で、この財政調整資金が最終的には18億円近くになったということで、もうほかの基金、特に平成21年度の残高はこれで終了というふうに見ていいですか。

○委員長(清水章一委員) 経営企画課長。

○経営企画課長(今泉憲治) それは財調の基金のことでございましょうか、はい。

後ほど第4号の補正が出てまいりますけれども、第4号補正では予算上は財調を一旦崩しておりましたけれども、ただ今度は余るほうでございますので、また同じ金額を戻して、平成22年度については財調は扱わないという補正になっております。

そのベースでいきますと、18億3,400万円ほどになります。

○委員長(清水章一委員) ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) それでは、歳入全般について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) それでは、第3表、債務負担行為補正の審査に入ります。

5ページをお開きください。

上から順に、所管課ごと説明、質疑を行います。

まず、起債管理システム賃借料及び起債管理システム保守委託料について、説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） この起債管理システム、膨大な起債を今までに借りておまして、手書きで計算するのは非常に難しゅうございます。それでこれまでも起債管理のシステムと保守委託料については継続的に実施しておりました。来年の3月で契約期間が終了しますので、今回債務負担行為を上げさせていただいております。契約行為を行うための債務負担行為でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、公有財産管理システム保守委託料、及び電話交換及び案内業務委託料について、説明を求めます。

管財課長。

○管財課長（辻 友治） 公有財産管理システム保守委託料20万円の債務負担行為の追加につきまして説明させていただきます。

公有財産管理システムは現在公有地、普通財産と行政財産がありますが、これを管理すべく公有財産台帳の整理作成、時価評価を行うことを目的として平成21年度に導入しております。本年はこのシステムに、現在各課で管理しております備品につきまして一括して管理課にて管理を行うシステムを導入するようにしております。今回補正予算で追加にて債務負担行為で計上しました理由は、本年度内に契約いたしまして、新年度4月1日よりシステム化されたデータの保守管理を行う必要がありますので、計上させていただいております。

続きまして、電話交換及び案内業務委託料の変更につきまして、説明をさせていただきます。

当初予算では、人員配置としまして電話交換3名、うち補助員1名、総合案内1名の計4名として債務負担行為の限度額を3,141万6,000円で計上しておりましたが、市民課窓口向上会議の中で人員配置につきまして新たにフロアマネージャー1名を追加し、計5名、通常月は5名とし、3、4月の繁忙期にフロアマネージャーを2名とし計6名、さらに土曜開庁分の人員配置につきまして電話交換2名、フロアマネージャー1名の計3名を追加しまして、以上フロアマネージャー及び土曜開庁分の人件費1,066万4,000円の増により、債務負担行為補正後の限度額を4,208万円にするものに変更させていただくものであります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） フロアマネージャーは今日ぐらいからというか、もう立っていらっしゃると思うんですけど、具体的業務というのは大野城市と同じような形というふうに考えていいんで

しょうか、一本化している・・・実際の業務内容を教えてください。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 12月から1名フロアマネージャーとして来ていただいておりますが、全体的な市民課窓口の指導といたしますか、案内といたしますか、そういうことで考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） フロアマネージャーなのですが、ちなみのよその市町村に行きますと、例えばボランティアとか地域の方とか、それからまた職員のOBとかね、そういう内部に詳しい方を活用なさっていらっしゃるんですけど、これはもうお任せなんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 今のところ委託のほうで業務を行いたいと考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 将来的には、そういう方向性の考えはあるんでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） フロアマネージャーにつきましては、先ほどご質問がありましたように市民課の窓口が変わります。システムも変わります。どこに行ったらいいかわからない方もたくさんいらっしゃいますので、そういう案内誘導も含めて業務をしていただきます。

フロアマネージャーの、委託がいいのか再任用がいいのか、民間のボランティアがいいのか、それはいろいろあるかと思えますけれども、今回はシステムが変わったばかりでございますので、大野城市と同じように当面委託をしたいというふうに考えております。再任用という話も内部ではございましたけれども、人材の問題もあります。当面は委託のほうで考えていきたいと思えますけれども、状況によっては切替えの検討の余地はございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 市長の公約で、大野城市みたいに市民サービスをやるということについては大変いいことなのですが、変更内容がね、もう現実に今日、先週ぐらいから事務もされていたようですが、変更が平成23年から平成25年までとなっているわけですが、そこで3,141万6,000円が4,208万円に債務負担行為の変更というふうになっていますが、平成22年度の変更ならわかるんですが、一年先の変更で配置をしているというのはどういうことなんですか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 今の契約が1月で、窓口案内業務というのが1月で切れるようになりまして、2月から3年間の債務負担で平成26年の1月31日まで、新たに3カ年の契約をする考えでおります。それで、平成23年2月1日から3月末の平成22年度の予算につきましては既決予算で対応したいということで、今回こういう補正の、債務負担の平成23年から平成25年というのを計上させていただきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 本来、平成23年度から平成25年度の債務負担というのも、当然もう1月からということになればそういう状況になると思うんですが、あなたたちが契約する時には必ず契約条項というのがあるんですよ、1号、2号、3号とかね。この金額は随意契約していいかどうかとか。安易に一つの業者をずっと、永久的に仕事を保証するというわけにはいかないと思うんですが、じゃあ今配置されている方は12月末までで、1月に業者が変われば入れ替わるという可能性もあるんですよ。だからこれはいつ、債務負担行為をするために議会に承認を求めてきていますが、いつどういう方法で入札契約をする予定なんですか。

私は監査委員ですから、そこを聞いておかないとね。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 今回につきましては、今回もですが、平成23年1月31日で今の契約が切れますので、次回につきましては平成23年1月に新たに入札をして新規の業者を決定したいということと考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、再三いっているように入札業者は8社から12社ぐらいを基にですね、あくまでも指名競争入札でやるのか一般競争入札でやるのかは当然内部で検討されると思うんですが、業者は変わる可能性もあるというふうに私どもは受け止めていいわけですね、入札結果によっては。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 管財課としましては、今も言いましたように1月に8社で入札を考えておりますので、その結果によっては別の業者になる可能性もあるし、今の業者になる可能性もあるということしか今現在では言えないと思いますけれども。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） ここで1時まで休憩させていただきます。

休 憩 午後零時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午後1時00分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

県知事・系議会議員選挙開票所用物品賃借料から、市長・市議会議員一般選挙選挙運動用ポスター掲示板設置等委託料まで説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大藪勝一） ただ今委員長が言われました5件につきまして、あわせて説明をさせていただきます。

来年4月に統一地方選挙が予定されております。都道府県の議会の議員及び長の選挙は4月の第2日曜日、平成23年4月10日に、指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙は4月の第4日曜日、平成23年4月24日に執行されることとなります。つきましては、事務の執行が平成23年2月から4月にわたりまして、年度をまたがることとなりますので、今回債務負担行為の設定をお願いするものであります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

次に、小学校自家用電気工作物保安管理業務委託料及び中学校自家用電気工作物保安管理業務委託料について説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 小学校自家用電気工作物保安管理業務委託料並びに中学校自家用電気工作物保安管理業務委託料につきまして、説明させていただきます。

小中学校には高圧で受電する電気設備を設置しているため、電気設備の維持管理を担う主任技術者を選任するよう電気事業法で定められております。両科目とも平成20年度から今年度平成22年度までの3カ年債務負担行為をお願いしておりましたが、今年度で債務負担行為が切れるため、引き続き複数年契約を行うことで安価かつ安定した管理を行うことができることから、債務負担行為補正をお願いするものです。

小学校自家用電気工作物保安管理業務委託料でございますが、小学校7校分、月額12万330円、年間144万4,000円で、平成23年度から平成25年度までの3カ年分433万2,000円の債務負担行為補正でございます。続きまして中学校自家用電気工作物保安管理業務委託料でございますが、中学校4校分、月額7万560円、年間84万7,000円で、同じく平成23年度から平成25年度までの3カ年分254万1,000円の債務負担行為補正でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債（平成21年度太宰府消防署）から、筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債（平成21年度高規格救急自動車等）まで説明を求めます。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 債務負担行為補正の追加分でございまして、一部事務組合関係分で、いずれも筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債でございます。

まず平成21年度太宰府消防署関係、これは太宰府消防署の庁舎建設に伴うものでございます。限度額が4,912万9,000円、期間としましては平成23年度から平成41年度でございます。

次に平成21年度消防ポンプ自動車、これは水槽付き消防ポンプ自動車を購入したことによるものでございます。限度額が516万2,000円、期間としまして平成23年度から平成26年度。

次に平成21年度高規格救急自動車等でございますが、これは限度額が707万円、平成23年度から平成27年度でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 消防署、太宰府市に立派なものできておりますが、こういう消防署の建設費や高規格救急自動車の部分ですが、ある一定消防組合に支出をするわけですけど、消防署自身が利益を得るわけじゃないですからですね、全額これは保証するというので、これは一切保証でこちらに戻ってくるものはないと。ある一定これが交付税措置がまであるかどうか、消防署つくる部分とか高規格の部分について、交付税の算定に入るものがあるのかどうか、組合施行の関係では。その辺がわかれば説明いただきたいんですけど。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 済みません、ちょっとそこまでは状況を把握しておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 消防というのは今から先いろんな形で、無線設備もデジタル化に変わっていくという形で全国的にもそういう形になっているんだけどね。だから消防というのは独自でやるよりも広域のほうがいいんだろうけど、地方債を認めたときに補助の対象が組合になるのか、出した太宰府市と筑紫野市が補助の対象になるのか。こういうのはまったくまだ検討はしていないとか、わからないということですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 後ほど・・・

（武藤哲志委員「後ほどはもういい。」と呼ぶ）

○協働のまち推進課長（諫山博美） 今現在把握できておりません。

（武藤哲志委員「はい。」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 確か、高規格の救急自動車の分の起債については交付税措置があったと思います。記憶に間違いなければ、たぶんあったと思います。

それと、起債については本部が全部受けて、その償還分についてはそれぞれが応分負担、筑紫野市と太宰府市が負担金という形で応分負担していくということになります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 以前ものすごく大きな論議になったのが、高規格救急自動車あたりももの

すごい金額なんよね、1台システムで。今後ね、以前、もう昔の話なんだけど太宰府にそんな建物はないなんて言っていたけど、10階以上に対応する消防車が必要だという論議になって、使ったことがあるかないかという、その後も論議してきたんだけど、今もう20mとか、太宰府市は高さ制限があるけど、今後こういう、20mとか25mまでの高度の消防車も今1台しかないはずだけど、これも消防組合あたり、今ここに議員もいるけど、また買わなきゃいけないという論議はしているんですかね。

(佐伯 修委員「変えたばかり」と呼ぶ)

○委員(武藤哲志委員) これも地方債やったろ。

(佐伯 修委員「そう」と呼ぶ)

○委員(武藤哲志委員) はい、わかりました。

○委員長(清水章一委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に、電算システム保守点検委託料(市民図書館)及び電算機等賃借料(市民図書館)について、説明を求めます。

市民図書館長。

○市民図書館長(吉村多美江) 今年の3月議会でご承認いただきました5年間の債務負担を、平成23年4月1日から6月30日までの3カ月間の再リース契約に切り替えるための債務負担行為補正を計上させていただいております。

変更理由といたしまして、現在市民図書館では図書館システムを導入し、蔵書管理や貸出し、返却業務を行っておりますが、現在の12月31日のリース契約満了に伴い、新システムへの更新を行うための作業を進めておりましたが、システム運用上について修正する必要が出てきましたので1月1日付けの稼働に間に合わなくなりましたので、平成23年6月30日までを現行システムの再リース及び保守委託の契約延長で対応させていただきたいと考えております。

なお、今後見直しが行われましたら、次の更新時期を平成23年7月1日と予定しておりますので、次回の新年度予算にあわせて3月議会に再提出をさせていただきたいと考えております。

何とぞご理解の上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(清水章一委員) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) それでは、債務負担行為とあわせて全体的に、執行部のほう補足があれば。

経営企画課長。

○経営企画課長(今泉憲治) 先ほど午前中に武藤委員からご説明がありました義務教育の大規模改修の起債の件でございます。償還年数はどうかということでございますけれども、義務教育などの大規模改修に伴う起債については25年までの償還というふうになっております。借りる時に、借りる金額の多い、少ないによって、その年数が自治体に任されております。それで、今後のこ

とも考えまして、25年丸々借りるのか少し短くするのかというのは今後の課題になりますけれども、一応限度としては25年までということになっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） それでは、債務負担行為全般について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 再度、当委員会所管分全般について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで説明、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第73号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午後1時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」

○委員長（清水章一委員） 日程第7、議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

本議案につきましては、市長の提案理由説明にもありましたように、人事院勧告による減及び人事異動に伴う調整がおもなものでありますので、まず人件費に関連するものについて一括して説明、質疑を行い、その後議会費の説明、質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、人件費に関する説明、質疑を行います。

まず、歳出について、説明願います。

総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 本議案につきましては、先ほど委員長からお話がありましたように、人事院勧告に伴う部分、それから職員の人事異動の関係に伴う調整ということですので、全体

あわせて私のほうで一括して説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○委員長（清水章一委員） はい、お願いします。

○総務課長（大藪勝一） それでは、補正予算書の24、25ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書でご説明をさせていただきたいと思います。今回の職員給与費の補正でございますが、2節の給料及び3節の職員手当等につきましては、予算編成時にそれぞれの部署の職員数等を見込んで計上いたしておりましたが、その後の人事異動等の調整に伴う額及び人事院勧告に伴う額をあわせまして3,551万6,000円の減額補正をさせていただくものでございます。

一般職員の給与費でございますが、給料についてはトータルで1,704万7,000円の減となっております。職員数につきましては、当初から比較いたしまして、再任用を含めまして5名の減となっております。職員手当につきましては、1,313万3,000円の増、あわせまして391万4,000円の減額となっております。共済費につきましては、1,533万2,000円の減となっております。

職員手当の内訳でございますが、おもなものとしましては時間外勤務手当が811万7,000円の増となっておりますが、これにつきましては7月の大雨に伴うものなどでございます。次に期末手当及び勤勉手当につきましては、人事院勧告に伴うものなどあわせまして3,806万9,000円の減となっております。退職手当組合負担金の増4,335万8,000円につきましては、勸奨退職者が増加したことにより増となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 次に、歳出について、説明願います。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 補正予算書の8ページ、9ページでございます。

第4号の補正については減額補正でございますので、三角表示になっております。この考え方でございますけれども、第3号補正予算で財政調整資金を2,163万9,000円を名目で取り崩すようにしておりましたのをいったん戻します。それでも余りますので、繰越金1,387万7,000円を戻します。

財政調整資金につきましては、戻しましたので平成22年度については一切変わらないということで、基金残としては予算ベースで18億3,410万円程度になります。前年度の繰越金については1,387万7,000円が戻りましたので、これは3月補正の財源として持っておきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） それでは、人件費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 2点ですけど、数字上11ページの議会関係で、確認だけでけっこうですが、あまりにも議会議員の報酬減額については、退職議員の報酬、これが含まれているという確認をしておきたいんですが。この辺は局長、どうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 議会費については、このあと・・・

(武藤哲志委員「あとになると・・・」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 人件費全体について、今総務課長と経営企画課長の説明について質疑いただき、そのあとに議会費の説明をお願いするようになっていきます。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) それじゃあ2点目はね、11ページに今説明いただいた4,335万8,000円が、24ページのところでも退職手当で4,335万8,000円が計上されておりました、私もなぜ減額の中に退職手当組合の金額が、なぜこんな大きな金額が、減額じゃなくて追加で上がっていたんでどうということだろうかと思っておりましたら、今説明がありましたところ退職勧奨のために追加になったということで、大体退職は年度途中はなかったと思うんですけど。前年の分がこういう形で追加になったのか。この追加の意味がちょっとよくわからなかったんですけどね。これ、もう少し説明いただけませんか。先ほど退職勧奨の追加というふうに説明がありましたが、この辺ももう少しわかりやすく説明してください。

○委員長(清水章一委員) 総務課長。

○総務課長(大藪勝一) 勧奨の関係でございますが、今年度6人の退職勧奨の申し出がっております。また、現実的には亡くなられた職員が1名おります。そういった関係で、退職関係が増えたということでございます。

○委員長(清水章一委員) ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 私もこれについては本会議で、職員給与引き下げというのはあまりにも影響が大きすぎるということで反対したという経過がありますが、特に2級の方々から平均して年間にすると大体どのくらいぐらい、育児休業を取るとそれもまた減額の対象になるということで、年間では具体的には、平均、大体最高額と最低額の給与の引き下げ、期末・勤勉含めて大体出ますか。ここの中では、給与明細書の中では出てこないんですよ、総額で出ていますので。わかれば教えて。

○委員長(清水章一委員) 総務課長。

○総務課長(大藪勝一) 本市の1月1日現在の平均給与でいきますと38万5,000円、4級程度でございますけれども、そちらのほうで給与改定に伴う部分で年間5,000円程度の減額ということになっております。

○委員長(清水章一委員) ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 期末、勤勉とか含めてね、大体退職金から影響がいっぱい出てくると思うんですけど、それはまだデータ出してない。

○委員長(清水章一委員) 総務課長。

○総務課長(大藪勝一) 今手元には持っておりません。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 相当、今金額的にね、総理大臣が5,000円しか下がっていないんだから。38万5,000円が5,000円しか下がりませんよって言うんじゃないで、全体的にあなた方が、本当はどんどん下がって3.95カ月かな、前は4.5カ月あったんでしょ・・・いくらあった・・・4.5カ月を超えていたと思うんよね。それがどんどん下がって、しかもその上に昇給停止になり、歳をとればとるほど給与がそのまま据え置かれる状況になってきて、普通どおりいってればそのすぐあるべきなのに下がった上にまた下げられると。これは何年続けてかね、7年続けてかね、下がったのは。人事院勧告で上がったというのはこのごろ聞いたことがない。7年か8年ずっと下がり続けているでしょ。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 確か何年だったか、人事院勧告があっても実施しなかった年が二、三年あって、それから下がってきたということですから、トータルではゼロも含めて五、六年になっているかと思います。下がったのは3年目じゃないでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃあもうそういう状況で、毎年下がり続けているという内容の補正予算で、今年はこの金額が提起されたということですよ。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 全体的に0.2%とか給料そのものが下がっているんですが、今回の特徴は、途中でもいいましたが、56歳以上の管理職の級にいる者は、それプラス1.5%の差ということで、大体年間10万円ぐらい、管理職の分は追い討ちをかけての減額になっています。今年は56歳以上となっていますが来年これがどうなるのか、当分の間と言われておりますので当分の間でこれが解除になるのか、56歳がもっと下がってくるのかですね、先の見通しは今のところわからないという状況になっているのが今年の人事院勧告の特徴となっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 昨年までは退職金までに波及していたんだけど、今年の方は退職金には波及させないというふうに国会では決まったんですかね。それともやはり退職金に波及するようにしたんですかね。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 給料表そのものが若干ですけど下がっております。これは退職金に跳ね返ります。給料表そのものが変わった分はですね。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは人件費についての説明、質疑を終わります。

これから議会費の説明、質疑を行います。

10、11ページをお開きください。

1款1項1目議会費について説明を求めます。

議事課長。

○議事課長（櫻井三郎） 1款1項1目議会費、議会運営関係費955万円の減額補正ですけれども、これにつきましては主なものは2月に辞職されました議員さん1名分の年間分の減額補正であります。ただ、3節の職員手当と議員期末手当302万2,000円の減額補正につきましては、内訳としましては議員さん19人分の人事院勧告分155万1,000円分と、辞職された議員さん1名分165万1,000円のあわせて302万2,000円となっております。

本来ですと6月議会の早い時点で補正をすべきでしたけれども、財政担当のほうと協議しまして、職員分もあるので12月補正で補正したいということで今回の計上になっております。

続きまして、庶務関係費の19節政務調査費交付金30万円の減額につきましても、辞職された議員さん1名分の減額でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） これについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 再度、当委員会所管分全般について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで説明、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私は本会議で議員、それから三役の給与の引き下げには賛成をいたしておりましたが、一般職員の給与について引き下げには反対をいたしておりますので、この平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）の一般職員分の給与の引き下げには賛成できません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 多数挙手です。

したがって、議案第81号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

＜原案可決 賛成5名 反対1名 午後1時27分＞

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 請願第4号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関

する請願」

○委員長（清水章一委員） 日程第8、請願第4号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを認める請願」を議題とします。

紹介議員がおられますので、補足説明がありましたらお願いします。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 本会議では藤井議員が趣旨説明を、この文案を読んでおりましたが、皆さんも必ず申告をされていると思うんですが、その時に家族の妻、子供が業務に従事している場合ですが、青色申告の場合は源泉徴収義務があります。ところが白色の場合についてですが、赤字になった場合は38万円しか認めません。黒字になれば86万円までは認めるという状況なんですね。それで、奥さんについては86万円、子供については黒字になれば50万円しか認めない。ただし、働いているのはですね、やはり事業主と夫と夫婦で働いていて、青色申告になりますと本当に大変です。私も青色申告ですが、帳簿からですね、大変な業務、終わったあとの売り上げ計算から減価償却から、12月の末までに提出しなければならない書類が山積みされるわけですが、どうしてもやはりそういう状況の中で消費税の関係もありますが、白色のほうが簡易課税の選択制もできるという形で白色の方がおられます。特にこの不況の中でですね、売り上げは伸びない。その中で、白色の場合は一生懸命奥さんも家族も働いても38万円の控除しか認められないというのは本当に今の税制上に大変な問題があるということで、今全国各地でこの所得税法第56条については家族、子供の働く部分については税法上に認めるべきじゃないかという状況で、逆に家族の収入が給与として赤字でも認められれば、市税の増収につながってくるわけですよ。もし給与として120万円あればですね、夫の市民税と妻の市民税にも該当するという行政にとってはメリットもありますので、ぜひこういう問題について、太宰府市で決めることはできませんが、国にぜひ働きかけをしていただいて、国で今の税法上を改めるように、国も見直そうとしていますので、ぜひこの請願の趣旨をご理解いただいて意見書を国に出していただきたいというお願いです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 私も請願を受けまして、あちこち勉強させていただきまして、中小企業の方とか税理士さんのところに行って伺いました。その中でひとつ質問させていただきたいのが、第56条の廃止というのが請願の項目になっているんですけども、現在青色申告と白色申告の二種類の申告方法があるという状況ですが、この申告方法については現状のままで、なおかつ第56条だけを廃止して、申告方法は変えない白色申告の方にも、青色申告の恩恵を受けられるよという意味なんではないでしょうか、それとも、申告方法そのものを若干見直しをすべきだというものも含まれているのかどうか、その点いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず白色申告と青色申告の違いについてですが、白色申告の場合についての申告は複式簿記の義務がありません。ある一定の収入と支出と、税務調査が入りましたら具体的に銀行口座の部分もありますが、青色申告の場合については複式簿記が求められておりまして、記帳義務が大変です。ただ青色申告の場合は事務費として10万円の特別控除があります。ところが白色はそういうものはありません。

白色と青色の違いとすれば、10万円の特別控除と、赤字になっても事業主の妻、子供については給与を出すことができるということになっていますが、白色の場合は黒字じゃないと経費に認めないと、こういう差があります。だから、白色と青色では帳簿の申告内容は全部一緒なんです、10万円が収支決算の中で認められるというふうになっています。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） ちょっと、今一步理解が進まなかったんですけども、要点は自営業の方がおっしゃるのはやはり白色は非常に楽だと、大変楽な帳簿のつけ方でいいし申告が楽でいいというご意見もあったんですが、税理士の方にお伺いすると、やはり白色申告をされる方の中にはかなりずさんな状態で申告を、税務署というか税理士の方のところに持ってこられる方もおられるということがあったんですね。したがって、あの状態のまま青色申告の恩恵だけを受けられるというふうになるのは、税の公平性の面からいってもどうなのかなというご意見が税理士の方からはありました。

そこで私が聞きたいのは、さっき言ったように申告方法は今のままで考えておられるのか。それとも、申告方法もやはり少し見直しをしなければいけない、ある程度白色と青色の間ぐらいのような申告の方法をやって、誰でもが簡単にできるような方法を考えた上での請願なのか。それがどちらを考えていらっしゃるのかなと思ったんですが。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 請願趣旨の上から三段目を見ていただきたいと思うんですが、その中の超零細業者を支えている家族従業員の働き分、自家労賃は税法上、所得税法第56条、配偶者とその親族が事業に従事するとき、対価の支払いは必要経費に算入しないというふうになっていると。だから、できれば白色の場合についても、青色と同じように認めていただけないかという内容で、私のほうで白色も青色も様式は変わるのかじゃなくて、やはり白色であろうと青色であろうと正しい申告をするのが義務であって、脱税をしたりすることは法律違反です。当然税務署は立ち入り調査しますから。私のほうは白であろうと青であろうと、一生懸命事業を支えている奥さんやその家族の方々を、やはり家を買いたいと思っても所得証明をとると配偶者、扶養の中に入っていてお金も借りられない、ローンも借りられないというような状況も発生しているというのが私のほうの藤井議員が提案理由の説明をしましたが、一生懸命働いておられる家族を、その働きをたった38万円しか認めないというのはやはり問題がありますので、その労務賃金を認めていただけないかということです。

ただし、それを申告によって120万円払ったといえれば控除で認めると、市民税の対象にもなり

ますし国民健康保険税の対象にもなると。ただし白色の場合は配偶者控除だけしかないし、国民健康保険の控除対象にならないという状況があるからですね。できれば白でも働いた分の対価として認めるべきじゃないかと。今税法上で見ますと、赤字になったら一切認めません、38万円しか。86万円払っていても、一挙に38万円までに下げられるという状況です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今武藤委員のほうから説明を受けたんですが、記帳制度というのがある、青色になると給与として必要経費の中に認められますよね。白色の場合は専従者控除のみという説明ですが、白色から青色に変えるというお考えは皆さんの中にはないのでしょうか。

なぜかと申しますと、いろんな団体がありまして、記帳制度の指導というのがあると思うんですよ。その、もちろん今請願を出された団体の中でも年会費、また記帳制度の手数料、先ほど言いました10万円の控除がありますので、それを利用なさせて、個人の収入に対しての税を、妥当な給料がもらえるという方法があると思うんですが、そういう方向にはお考えはないのでしょうかね

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 本来、白でも青でも収入、支出、減価償却、貸し倒れ、そういうものは同じような申告方法なんですよね。そういう状況の中で、青色の場合は減価償却がはっきり言って短期で除却できる特例もあるんですけど、実務上の関係で見ると白と青の違いというのは、青になれば赤字になっても給料をとることができる、ただ白色はとれないという。白でも青でも申告方法は同じなんですよ。ただし、国が青色を進めるというのは、貸借対照表をつくりなさいとか、資産たな卸しも全部しなさいという大変税法上の、青色申告を選択した場合には記帳義務が幅広くなると。白色の場合はそんなに幅広にならないという、その違いがあるために青色申告を望まない方もおられると。

ただし、望まないから、赤字になったらもう38万円しかみませんよというのは矛盾があるので、できれば白であっても家族の収入は、やはりその対価を認めるべきじゃないかというのが56条を見直して欲しいという内容です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 56条の見直しとおっしゃいますけれども、結局は労働に対しての対価はちゃんとあるべきだと思います。だけど、それに伴う実働、要するに、何ていうんですかね、そういう組織もありますしそういう指導者もいらっしゃると思いますので、そういう記帳制度、個人が税金を払わなきゃいけないというのは国に決められたことですので、できれば青色のほうに、やっぱり手間ひまかかりますよ、本当に言って。私もそういう経験がありますので、やっぱり面倒だけれどもそれだけの、働いただけの対価を支払い、またそれを指導してくださるところに支払い、その残りが自分の対価としてもらったという経験があるんですけども、私はどちらかと言いますとこの記帳制度のほうを、青色は青色、白色は白色というふうに、やっぱりそのルールに則ったほうがいいのではないかなというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 私は労働分がきちんと給与で補償されるという考え方には、基本的には賛成しております。しかしながら先ほど言ったような問題もありまして、私がやはり引っかかっているのは申告方法をどのようにしているのか、つまり労働時間をどのようにして明らかにするのかということが、特に自営業の場合は非常に難しいと思うんですね。この資料もいろいろ見ましてインターネットも調べてみたんですが、先進国では当然労働賃金として認めているということなので、これをもう少し勉強させていただきたいんですよ、外国の部分までちょっと見る時間がなかったので、認めている諸外国が一体どのような申告でこういった形で統一してやっているのかというのを調べさせていただきたいので、できればもう一回継続して時間をいただければというふうに思いますが。

○委員長（清水章一委員） 動議ですね。

（渡邊美穂委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 継続審議という動議を出されていると思いますが・・・

（武藤哲志委員「私はそれに対するちょっと反論があつて。発言させていただきたい」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） ただ今渡邊委員から請願第4号を継続審査とされたい旨の動議が提出されました。

よって、請願第4号を継続審査とする動議を議題とし、採決します。

請願第4号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

○委員長（清水章一委員） 少数挙手と認め、請願第4号は継続審査としないことに決定しました。

〈継続審査否決 賛成1名 反対5名 午後1時43分〉

○委員長（清水章一委員） 引き続き、請願第4号の審査を継続します。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 意見書も参考にご審議いただければありがたいんですが、請願書と一緒に添付しております、ここの中にありますように、白色であろうと青色であろうと税務署、それから市役所も調査権は持っております、正しく申告されているかどうか。白色の方が不正な申告をすとかというのは私は誤りだと思うんですね。申告というのは正しくすること、正確に、青色であろうと白色であろうと同じようにしなきゃいけないと。ただし、青色には特典を与えますよと。青色申告しなさい、そうすると給与も認めましょうというふうになっているという。その代わり必ず銀行から、取引先から、青色申告の場合は無条件に税務署に調査権を与えています。青色申告の場合は銀行取引から、取引先から調査権を前もって与えるのが青色申告なんです。白色の場合は調査をさせていただきますという同意がいるんです。そこに違いが、白と青とあるわけですね。ところが、その同意を与えないために、白にはそういうペナルティーをかけられると。ただし、やはり白であろうと青であろうと、働いている妻や子供に対する税法上の対価は認めるべきじゃないか。その上で調査をすべきじゃないかというのが請願の趣旨と意見書案なん

です。

ぜひ、県下、全国でもこの不況の中で奥さんが一生懸命事業を支えている状況の中で、白であってもそれなりの対価を認めていただきたいというのが請願の意見書ですので、ぜひ、国がすることです。太宰府市がこの意見書を国に上げたからといって、国がただちに56条を廃止するようなことはないと思うんですけどね。全国からそういう声が上がらないかぎり国は動きませんので、この委員会としてもご配慮いただいて、この請願を採択し意見書を上げていただきたいというのが趣旨です。太宰府市に直接すぐ、採択したから56条が廃止されるかということにはなりませんので、特別なご配慮をお願いしたいのが私のほうの請願紹介議員としてのお願いです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにご意見はありませんか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今のご意見ももっともだとは思いますが、私は、ここに請願にありますように、56条を廃止するということにはちょっと引っかかることがあります。

と申しますのは、やっぱり検討していく必要があると思うんですよ、大いに、難しい面もあると思います。だけれども、これを今すぐというわけには、今説明もありましたけれども、私としてはこの56条を廃止すべきという考えには同意できかねます。

○委員長（清水章一委員） ほかにご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 意見も出つくしたようですので、これから討論、採決を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 私は先ほど継続の動議を上げさせていただいたんですが、やはり私自身が時間がなくて勉強ができなかったということもあって、それは自分自身の反省ですが、今の私の知識のままではちょっと賛成できないというのが現状で、けっしてこの趣旨には反対ではありませんが、もう少し勉強させていただけたらと思いますけど、この段階ではまだ賛成できないということで、討論とさせていただきます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 日本全国で申告制度は白色と青色と2つあることは事実です。ただし、多くの方が白色申告されていますし、白色でも消費税はきちっと払わないといけませんし、税務署の立入調査権も白であろうと青であろうとあるんですが、私はやはり一生懸命事業を支えている妻とその家族が、その対価を、38万円という金額、赤字になった時は38万円、黒字になった時には86万円という金額ではあまりにも少なすぎるということで、この56条を見直していただいて、やはり家族従業員を白であろうと青であろうと同じような扱いをすべきだという立場で、この請

願は採択すべきという形で討論をさせていただきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） まず事業を行うということは、やはり財務状況ですね、まず納税の義務がある。そういった一定期間の収益ないしは財産の状況、負債の状況等を明らかにして、利害関係者、取引先等々に示す必要は当然にあると思います。ただ非常に、バランスシートひとつつくるにも大変だということで、白色という形が例外的に認められているのが現状ではなからうかと。また、この提出者でありますところの民商さん、常々そういうふうなものを青色でやりなさいよと、そういう記帳指導も行いますよということを勧められておられると思うわけです。

ですから、この請願の趣旨、一部わからないでもないんですけども、言われるならば、やはり申告のあり方ですね、先ほど中間的なものという議論もありましたけれども、そういったことならわかりますけれども、現状の中でそういうふうな利益といたしますか、プラスの点だけをここに持ってきて、本質的なところは置いておくということに対して賛成はできません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

○委員長（清水章一委員） 少数挙手です。

したがって、請願第4号は不採択とすべきものと決定しました。

<不採択 賛成1名 反対5名 午後1時50分>

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 請願第7号「太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願」

○委員長（清水章一委員） 日程第9、請願第7号「太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願」を議題とします。

紹介議員がおられますので、補足説明がありましたらお願いします。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 請願第7号につきましては、去る9月議会におきましてこれは国に出す意見書として、少人数学級の実現をとという内容の意見書を提出させていただきました。その際、この総務文教常任委員会の審査の中で、少人数学級とは何人ぐらいを想定しているのかというご質問があり、私はそれに対して、自治体等によって若干の差はあるかもしれないが、個人としては30人以下学級が望ましいのではないかという回答をいたしました。その30人以下学級が望ましいという回答を踏まえた上で、前回、この総務文教常任委員会でも全会一致、本会議でも全会一致

で国に対する意見書を可決していただきました。

ですから、今回は太宰府市に対する請願ではありますが、前回の趣旨と何ら変わるところはないというふうに考えておりますし、請願者は昨日の段階で市内2,639筆の署名を集めておられます。約2,600名以上の方が少人数学級の実現を望んでおられるということで、そういった市民の声もぜひご考慮いただきまして採択をお願いしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 35人以下学級にしてくださいという請願が出ておりますけれども、もし太宰府市の中で35人以下のクラスにした場合、そうなりますと教員はもちろん、それからクラスの数も増やさなきゃいけない、増設もしなきゃいけない。この辺の市の負担というのはどれぐらい考えていらっしゃいますか。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） それは来年度になってみないと、就学される方々がどれぐらいになるかということがわかりませんので、今の段階で明確な数字を上げることはできません。しかしながら、今現状35人以下学級にすでになっているところもありますし、請願の趣旨としてはできるところからまず取りかかってほしいという内容でありますので、一斉に全部同時に始めてくださいということではありません。

したがって、まず最初に35人以上いるところで空きクラスがあるところであるとか、あるいは柔軟的な加配ができてい学校であるとか、そういったまず、手を付けやすいといったら失礼ですけど、やりやすいところからでいいから始めていていただきたいという弾力的な内容になっていますので、したがってそれに伴う予算がいくらというふうには、請願の内容も弾力的になっているということもあって、予算額としては明示することはできません。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今こちらに、手元のほうに資料をいただいたんですが、この中で公立小中学校に35人以下学級を来年度からと、8年かけて文部科学省が計画、教員1万9,000人増ということがありますので、近い将来国のほうが、政府がこれに着手するのではないかなと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） それは請願の趣旨説明でご説明申し上げたと思うんですが、政府がこれから約8年かけてやると。政府がやっていくと段階的に実施していきますから、実質年度としてはこれから6年間は最低かかっていくということになります。したがって、子供たちは毎年毎年卒業していくわけですから、大きくなっていくので、保護者としては一刻も早く、できるだけ早く、やはり請願されている方々はお子さんが今現在幼稚園とか小学生の市民の方が多いわけですから、やはり自分の子供たちがそういう、ある程度恵まれている環境で授業をさせていただきたいという思いだと思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） できるところからということですね。やっぱりそこの中では小学1年生とか、例えば35人以下にするとか、中学生、中学生は大体大きくなっていますのでそこまで心配ないと思うんですけど、それと同時に今年、来年度に本市の教育現場の予算というのが3億円ちょっとぐらい組まれて、エスカレーターを設置したりとか市のほうもだいぶ対応なさっているようなんですよね。それで、国のほうの動向を見ながら、国のほうも1万9,000人ぐらい増員すると、35人以下学級をつくっていくということもあり、また先だって皆さんの厚意で国のほうに35人以下学級を求める意見書を提出したところなんですよね。

だから、そういうところから見ますと、もう少し、これ来年度まで持ち越ししてもらえたらということで、私は継続審査という形で動議を出したいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） ただ今小柳委員から請願第7号を継続審査とされたい旨の動議が提出されました。

よって、請願第7号を継続審査とする動議を議題とし、採決します。

請願第7号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

○委員長（清水章一委員） 少数挙手と認め、請願第7号は継続審査としないことに決定しました。

〈継続審査否決 賛成2名 反対4名 午後1時57分〉

○委員長（清水章一委員） 引き続き、請願第7号の審査を継続します。

ほかにご意見はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 請願ですから執行部の方にお聞きするというのは差し控えますが、この問題はずっと何回も、私もほかの議員もやってきましてね、やっとな国もそれなりの対応をしなくてはいけないということで、小学校の1、2年生については来年度から、中学校については3年後からという形で文部科学省も方針を出してきた。ただし、太宰府市の小中学校を見ておまして、22人のクラスがあるかと思えば37人のクラスもある、40人近いクラスもあってですね、7つの小学校と4つの中学校での児童・生徒数がバラバラなんです。それで35人という部分が文部科学省もある一定の方向性を出してきました。

先の議会の質問で教育長の答弁では、小学校の教諭については学級数を増やすことは1人か2人で各学校では対応できるだろうと思います。ところが中学校は専科だということで、専門教科の教諭が必要だと。35人以下学級になると中学校は教諭の確保という大変な問題があって、国もそれなりに採用もありますが、ということだったんですが、私は退職された方々を講師として迎えたりすることによって経費もですね、再任用をぜひ充実したりするならば、この35人学級が、7校の小学校では4校で対応できるという数字を示しておりましたし、中学校はそう簡単にはいかないと思うんですが、こういう子供たちに行き届いた教育環境を整備していくにはこの請

願を早期に採択し、教育委員会で論議し、そして教育委員会から市長部局に予算措置を講じるようにすべきだという、私はこの請願の趣旨はご理解いただいて、総務文教常任委員会というのは、太宰府市の7つの小学校と4つの中学校の生徒たちの教育環境を整えてやれる責任のある委員会ですので、ぜひこの請願は採択すべきだというふうに私は発言をしておきます。

(小柳道枝委員「休憩動議を出します」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 小柳委員。

○委員(小柳道枝委員) 休憩・・・

○委員長(清水章一委員) 2時15分まで休憩します。

休 憩 午後2時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午後2時15分

○委員長(清水章一委員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本請願について、ほかにご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 意見も出つくしたようですので、これから討論、採決を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

門田委員。

○委員(門田直樹委員) 賛成の立場で討論いたします。

前の意見書のときにも少し申しましたが、人数だけで考えるのはどうかと思うところがあります。というのは、我々のころは非常に大人数でにぎやかに、活気にあふれた部分があったと思います。しかし現状ですね、この請願の中ほどにもありますが、多忙をきわめる担任がという一文がありますけれども、まさにそのとおりで、今もう学校では10時、11時すぎまで電気がついて、たくさん、何人もやりよるわけですね。よく決算特別委員会等でも一体どういったことかということで質問をするんですけども、少々雑務が多いと。そういったところをまず同時に解決しなくてはならないと。

それからまた、北欧、ノルウェーは少人数がとよく言われますけれども、全然状況が違くと。彼国は非常に読書大国でもありますし、教員、先生の社会的地位、尊敬の度合いが非常に高いと。そういったものは一朝一夕できるものではないし、一部をいじくってできるものでもない。ただ、現状、対症療法として、現状多い人数は負担になっているというのはどうも明らかであると。そういったところで、できるところから増やしていってくださいという趣旨ですので、私もまったくそのとおりだと思います。

以上です。

○委員長(清水章一委員) 佐伯委員。

○委員(佐伯 修委員) 私は反対の立場で討論します。

最近の子供たちは兄弟が一人、二人、多くて三人。実を申しますと私は9人の兄弟で育ちました。というところで、門田委員も言われたように、一クラス六十数人、70人からいた時代に育った、戦後のベビーブームです。

言われるように35人、人数、子供たちにかこつけてですよ、子供たちじゃないと思う、私はね。先生、先生の質が・・・これは私はもう反対、はっきり言って。子供たちを責めるなど、子供たちを大事な大事な宝ですよ。これをもってね、大人が恥ずかしい、こんな。勉強しなさいよ、先生たちは。いろんな報道、マスコミを見てみなさい。変なのが出ているじゃないですが、ここで言えないけどね、警察沙汰が相当ある。当時は、私たちの先生はああいうもんじゃなかったもん。今門田委員が言われたように韓国とか外国の、やっぱりね、それだけね、皆さん、先生は先生です、なっとらん。ということで、私はこの請願に対しては反対ということで討論を終わります。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 先ほど私は継続審査というふうに結論は出しましたが、否決されたところでございますが、私の思うところはですね、35人以下学級をできるところから、1クラスでも増やしてくださいというお母さん、お父さんの思い、それから子供たちの思いは伝わっております。その中で、国の動向を見ながらというふうに私も話しました。一番心配するのは、太宰府市の予算面、そしてクラス、先ほども同じことを申しましたが、武藤委員のほうからもできるところから1クラスでも増やしていけばいいというふうなお話でございましたので、私は子供たちが本当に明るく楽しく、この太宰府市の将来を担っていくような子供ができるのであれば賛成のほうで討論をさせていただきます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私も再三、教育長に、また市長にも答弁を求めて、市長も教育長も前回前向きな回答をしております。よって、今の教育行政、いろんな意見があるかもしれませんが、子供たちを大切にするためにはやはり少人数学級が一番必要だという態度で一貫して今日まで議会をお願いをしております、この請願には、先ほども発言したとおり私は賛成です。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 賛成の立場で討論します。

私ごとで申し訳ないんですが、やはり二児の父ですので、やっぱり将来を担う子供たちには学校生活を快適に過ごしてもらいたいのが一つと、やはり太宰府市の子育て支援が一步でも前に進んで、やっぱり保護者、子供たちが明るく、この市に住んで良かったと言えるような施策のまさに第一歩だと思いますので、私は賛成の討論といたします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第7号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(清水章一委員) 多数挙手です。

したがって、請願第7号は採択とすべきものと決定しました。

〈採択 賛成5名 反対1名 午後2時19分〉

○委員長(清水章一委員) 今採択されましたので、お諮りします。

ただ今採択した請願につきましては執行機関へ送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(清水章一委員) 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了しました。

お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり、佐伯 修委員「委員長」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 佐伯委員。

○委員(佐伯 修委員) ちょっと、訂正というか、先ほど、採択か不採択か、全員採択・・・  
全員挙手じゃないでしょ、ちょっと確認なんですけど。多数でしょ。

(「多数」と呼ぶ者あり)

○委員(佐伯 修委員) はい、わかりました。ちょっとそこを確認したかったんですかた。

多数ということで採択ですね、はい。

○委員長(清水章一委員) 再度お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で総務文教常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

これもちまして、総務文教常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午後2時21分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 23 年 2 月 21 日

総務文教常任委員会 委員長 清 水 章 一